

事務連絡
令和2年12月23日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令の施行について（周知）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり畜水産安全管理課長事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和2年12月21日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令の施行について（周知）

このことについて、別添写しのとおり、都道府県畜産主務部長及び水産主務部長宛てに通知したのでお知らせします。





事務連絡
令和2年12月21日

〔都道府県畜産主務部長〕
〔都道府県水産主務部長〕 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令の施行について（周知）

このことについて、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、・・・緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされたところです。

当課所管の以下の省令を始めとする農林水産省関係省令中の押印を求める規定、様式中の押印欄等の削除など所要の規定の整備を行う、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第83号）が本日公布され、施行されましたのでお知らせします。

記

- ・ 獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）
- ・ 水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号）
- ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）
- ・ 獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）
- ・ 持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農林水産省令第31号）
- ・ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）
- ・ 動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）
- ・ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成21年農林水産省令第31号）

○農林水産省令第八十三号
養蜂振興法（昭和三十年法律第八十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令
 (養蜂振興法施行規則及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部改正)
 第一条 次に掲げる省令の規定中「画」を削る。
 一 養蜂振興法施行規則(昭和三十年農林省令第四十五号)別記様式
 二 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令(平成二十一年農林水産省令第三十一号)別記様式
 (御売市場法施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「四」を削る。
 一 卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号)別記様式第一号から別記様式第七号まで
 二 水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)別紙様式第一号及び別紙様式第十一号
 三 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十年農林水産省令第三十七号)別記様式
 (国有林野台帳規程の一部改正)

第三条 国有林野台帳規程(明治三十九年農商務省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十三条 新二林野若八事件ヲ台帳ニ登録シ又ハ之ヲ訂正若ハ削除シタルトキハ其ノ年月日及事由ヲ記載シ其ノ官庁ノ通知ニ因ルモノハ尚其ノ通知年月日及番号ヲ適宜ノ箇所ニ記載シ主任官吏之二記名スヘシ</p> <p>② 前項ニ依リ台帳ノ登録ヲ削除若ハ訂正スルトキハ全部削除ノ場合ニ在リテハ欄外其ノ他適宜ノ場所ニ「削除」ノ印ヲ捺シ一部ノ削除又ハ訂正ノ場合ニ在リテハ原記載ヲ明瞭ニ存シ其ノ上ニ朱ノ二線ヲ劃スヘシ</p> <p>国有林野地籍台帳様式中「画」を「氏名」に改める。 (土地改良法施行規則の一部改正)</p>	<p>第十三条 新二林野若八事件ヲ台帳ニ登録シ又ハ之ヲ訂正若ハ削除シタルトキハ其ノ年月日及事由ヲ記載シ其ノ官庁ノ通知ニ因ルモノハ尚其ノ通知年月日及番号ヲ適宜ノ箇所ニ記載シ主任官吏之二捺印スヘシ</p> <p>② 前項ニ依リ台帳ノ登録ヲ削除若ハ訂正スルトキハ全部削除ノ場合ニ在リテハ欄外其ノ他適宜ノ場所ニ「削除」ノ印ヲ捺シ一部ノ削除又ハ訂正ノ場合ニ在リテハ原記載ヲ明瞭ニ存シ其ノ上ニ朱ノ二線ヲ劃スヘシ</p>

第四条 土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第九条 法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得る場合には、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五条第四項の農用地外資格者から書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ)による同意を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定により法第五条第四項の農用地外資格者の同意を得る場合には、その者が農用地外資格者である旨を明示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により同意を得る場合には、法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)を添付しておかなければならない。</p> <p>(審理員意見書の提出)</p> <p>第十七条の三 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。事件記録(準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。)に該当するものを除く。)とする。</p>	<p>第九条 法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得るには、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の総数及び法第五条第四項の農用地外資格者の総数を記載した同意署名簿にその資格を有する者の署名(記名を含む)及び押印を得なければならない。この場合において、同項の農用地外資格者の同意を得るときは、当該同意署名簿にその者が同項の農用地外資格者である旨を明記しておかなければならない。</p> <p>2 前項の同意署名簿には、法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面を添付しておかなければならない。 (新設)</p> <p>(申請の同意等)</p> <p>第十七条の三 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。事件記録(準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。)に該当するものを除く。)とする。</p>

(申請の同意等)

第九条 法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得る場合には、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五条第四項の農用地外資格者から書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ)による同意を得なければならない。

2 前項の規定により法第五条第四項の農用地外資格者の同意を得る場合には、その者が農用地外資格者である旨を明示しなければならない。

3 第一項の規定により同意を得る場合には、法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)を添付しておかなければならない。

(審理員意見書の提出)

第十七条の三 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。事件記録(準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。)に該当するものを除く。)とする。

一三三(略)

第七十五条の五 法第九十五条の第二項の規定による同意を得る場合には、第九条第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五条第四項の農用地外資格者」とあるのは「法第九十五条の第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき同項に掲げる権利を有する者」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十五条の第二項」と読み替える。

第七十五条の六 (略)

2 法第九十五条の第二第三項において準用する法第四十八条第四項の規定による同意を得る場合には、法第九十五条の第二項の規定による変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき法第五条第七項に掲げる権利を有する者及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内にある土地につき同項に掲げる権利を有する者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

3 前項の規定により同意を得る場合には、法第九十五条の第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録を添付しておかなければならない。

第七十六条の五 法第九十六条の第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「法第五条第四項」とあるのは「法第九十六条の第二第三項」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十六条の第二項」と読み替えるものとする。

第七十六条の十二 法第九十六条の第三第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地」とあるのは「法第九十六条の第三第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地」と、同条第一項及び第二項中「法第五条第四項」とあるのは「法第九十六条の第三第三項」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十六条の第三第二項」と読み替えるものとする。

(農業委員会の交換分合計画の決定手続)

第七十七条 法第九十七条第一項の規定による同意を得る場合には、左に掲げる事項を明示して書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一、四 (略)

2 (略)

第七十八条 法第九十七条第一項の規定による請求をするには、その請求書に前条第一項の同意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2・3 (略)

別記様式第二号中「世」を削る。

別記様式第三号中「④」を削る。

(獣医師法施行規則の一部改正)

第五条 獣医師法施行規則(昭和二十四年農林省令第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五号様式中「四」を削る。

第七十五条の五 法第九十五条の第二項の規定による同意を得る場合には、第九条第一項前段及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項前段中「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の総数及び法第五条第四項の農用地外資格者の総数」とあるのは「法第九十五条の第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき同項に掲げる権利を有する者の総数」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十五条の第二項」と読み替える。

第七十五条の六 (略)

2 法第九十五条の第二第三項において準用する法第四十八条第四項の規定による同意を得るには、法第九十五条の第二項の規定による変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき法第五条第七項に掲げる権利を有する者の総数及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内にある土地につき同項に掲げる権利を有する者の総数を記載した同意署名簿にこれらの者の署名(記名を含む)及び押印を得なければならない。

3 前項の同意署名簿には、法第九十五条の第二項の規定により公告した事項を記載した書面を添付しておかなければならない。

第七十六条の五 法第九十六条の第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第五条第四項」とあるのは「法第九十六条の第二第三項」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十六条の第二第二項」と読み替えるものとする。

第七十六条の十二 法第九十六条の第三第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地」とあるのは「法第九十六条の第三第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地」と、法第五条第四項」とあるのは「法第九十六条の第三第三項」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十六条の第三第二項」と読み替えるものとする。

(農業委員会の交換分合計画の決定手続)

第七十七条 法第九十七条第一項の規定による同意を得るには、左に掲げる事項を記載した同意署名簿に署名(記名を含む)及び押印を得てしなければならない。

一、四 (略)

2 (略)

第七十八条 法第九十七条第一項の規定による請求をするには、その請求書に前条第一項の同意署名簿を添付しなければならない。

2・3 (略)

第二十七条 削除

(課税標準の金額)

第二十八条 申請人は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第二十三号（七）及び（十）イに掲げる事項の登録に係る申請をする場合には、令第十八条の申請書（以下「申請書」という。）に令第十九条各号に掲げる事項のほか、その課税標準の金額を記載するものとする。

(申請書の割印)

第二十七条 令第十八条の申請書（以下「申請書」という。）及びその添附書面には、各業のつづり目に割印しなければならない。但し、申請人が二人以上であるときは、そのうちの一人が割印すればよい。

2 前項の割印がないものについては、担当職員が割印するものとする。

(課税標準の金額)

第二十八条 申請人は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第二十三号（七）及び（十）イに掲げる事項の登録に係る申請をする場合には、申請書に令第十九条各号に掲げる事項のほか、その課税標準の金額を記載するものとする。

(漁船損害等補償法施行規則の一部改正)

第二十條 漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

改正後

(指定漁船調査の訂正の請求)

第二十三条 令第七条第三項の規定による請求は、次の事項を記載して請求者が記名した書面に、証拠書類があるときはこれを添付し、都道府県知事に提出してしなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(義務付保の同意があつた旨の届出)

第二十四条 法第十二条の二第二項の規定による届出は、次の事項を記載した書面に法第一百二十条第一項の同意がなされている令第六条第一項の書面を添え、これを都道府県知事に提出してしなければならない。

一 三 (略)

改正前

(指定漁船調査の訂正の請求)

第二十三条 令第七条第三項の規定による請求は、次の事項を記載して請求者が記名押印した書面に、証拠書類があるときはこれを添付し、都道府県知事に提出してしなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(義務付保の同意があつた旨の届出)

第二十四条 法第十二条の二第二項の規定による届出は、次の事項を記載して発起人が押印した書面に法第十二条第一項の同意がなされている令第六条第一項の書面を添え、これを都道府県知事に提出してしなければならない。

一 三 (略)

(水産資源保護法施行規則の一部改正)

第二十一条 水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「四」を削る。

別記様式第三号中「田田メタメ」及び「田」を削る。

(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第三十八条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則(昭和五十一年農林省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「名称及び代表者の氏名 印」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

別記様式第二号中「印」を削る。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正)

第三十九条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和五十一年農林省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第十号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「印」を削る。

別記様式第二十二号から別記様式第二十四号までの様式中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第二十五号中「印」を削る。

別記様式第二十六号から別記様式第二十九号までの様式中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第三十号中「印」を削る。

別記様式第三十一号中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第三十二号から別記様式第四十二号までの様式中「印」を削る。

別記様式第四十三号から別記様式第四十五号までの様式中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第四十六号中「印」を削る。

別記様式第四十七号から別記様式第五十号までの様式中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第五十一号中「印」を削る。

別記様式第五十二号中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第五十三号及び別記様式第五十四号中「印」を削る。

別記様式第五十五号中「印」を削る。

(農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第四十条 農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十四年農林水産省令第九号)の一部を次のように改正する。

(獣医療法施行規則の一部改正)
第四十七条 獣医療法施行規則(平成四年農林水産省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

別記様式

表面

獣医療法による検査員証

第 号

年 月 日発行

所属

写 真

氏 名

がな

生年月日

右の者は、獣医療法(平成四年法律第四十六号)第八条第一項の規定による検査をする職権を有することを証明する。

所属長 職 氏 名

裏面

獣医療法(抄)

(報告の徴収及び立入検査)
第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは管理者に対し、必要

その構造設備、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第二号 (第七条関係)

(表面)

第 号	持続的養殖生産確保法第10条第1項の規定により立入検査等をする職員的身分証明書 職 名 (魚類防疫員にあつては、その旨) 氏 名 生年月日 年 月 日 発行 年 月 日 限り有効 都道府県知事 (農林水産大臣)	改 正 後
写 真		改 正 前

(裏面)

持続的養殖生産確保法 (抄)

第10条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動植物その他の物を集取させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第10条第1項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 (略)

備考 ・用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。
 ・魚類防疫員にあつては、裏面に法第13条第1項の規定も記載すること。

(持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正)
 第五十七条 持続的養殖生産確保法施行規則(平成十一年農林水産省令第三十一号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号中「三」を削る。
 別記様式第二号を次のように改める。

(品種登録規則の一部改正)
 第五十六条 品種登録規則(平成十年農林水産省令第八十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

(申請書に添付する書面等) 第二十条 (略) 2・3 (略)	改 正 後
(申請書に添付する書面等) 第二十条 (略) 2・3 (略) 4 第一項第二号に規定する場合において、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、同号に掲げる書面を添付することを要しない。	改 正 前

(農林水産省の所管する独立行政法人に対し立入検査をする農林水産省の職員が携帯すべき身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第六十一条 農林水産省の所管する独立行政法人に対し立入検査をする農林水産省の職員が携帯すべき身分証明書の様式を定める省令(平成十三年農林水産省令第五十八号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「田」及び「畑(田んぼ)」を削り、「田」を「畑」に改める。

(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第六十二条 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則(平成十四年農林水産省令第五十二号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「田」を「畑」に、「田」を「畑」に改める。

(農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第六十三条 農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令(平成十四年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。
別記様式表面中「田」を削り、同様式裏面中「田」を削る。

(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第六十四条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成十五年農林水産省令第七十二号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「田」及び「畑(田んぼ)」を削る。

(独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正)

第六十五条 独立行政法人農業者年金基金法施行規則(平成十五年農林水産省令第九十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(届出書等の氏名の記載等)</p> <p>第十条 この章の規定によつて提出する届出書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該届出書、届出書又は申請書には、申出者、届出者又は申請者の氏名、住所及び申出、届出又は申請の年月日を記載しなければならない。</p> <p>(請求書等の氏名の記載等)</p> <p>第四十九条 この章の規定(第四十一条及び第四十二条を除く。)によつて提出する請求書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該請求書、届出書又は申請書には、請求者、届出者又は申請者の氏名、住所及び請求、届出又は申請の年月日を記載しなければならない。</p>	<p>(届出書等の氏名の記載等)</p> <p>第十条 この章の規定によつて提出する届出書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該届出書、届出書又は申請書には、申出者、届出者又は申請者の住所及び申出、届出又は申請の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p> <p>(請求書等の氏名の記載等)</p> <p>第四十九条 この章の規定(第四十一条及び第四十二条を除く。)によつて提出する請求書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該請求書、届出書又は申請書には、請求者、届出者又は申請者の住所及び請求、届出又は申請の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p>

(動物用医薬品等取締規則の一部改正)

第六十六条 動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号「及」及び「中」を削り、備考5を削り、同様式「中」を削り、備考4を削る。

別記様式第二号「及」及び「中」を削り、備考5を削り、同様式「中」を削り、備考4を削る。

別記様式第三号「中」を削る。

別記様式第四号「及」及び「中」を削り、備考5を削り、同様式「中」を削り、備考4を削る。

別記様式第五号「及」及び「中」を削り、備考4を削り、同様式「中」を削り、備考3を削る。

別記様式第六号「中」を削り、備考6を削り、同様式「中」を削り、備考5を削り、同様式「及」及び「中」を削り、備考4を削る。

別記様式第八号「及」及び「中」を削り、備考5を削り、同様式「中」を削り、備考4を削り、同様式「及」及び「中」を削り、備考5を削る。

別記様式第九号「中」を削り、備考5を削り、同様式「中」から「中」までの規定中「中」を削り、備考4を削る。

別記様式第十号(一)から(六)までの規定中「四」を削る。
 別記様式第十一号(一)及び(二)中「四」を削り、備考5を削り、同様式(三)及び(四)中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第十二号(一)及び(二)中「四」を削り、備考4を削り、同様式(三)及び(四)中「四」を削り、備考3を削り、同様式(五)及び(六)中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第十三号(一)及び(二)中「四」を削り、備考10を削り、同様式(三)及び(四)中「四」を削り、備考7を削り、同様式(五)及び(六)中「四」を削り、備考8を削り、同様式(七)及び(八)中「四」を削り、備考12を削る。

別記様式第十三号の二中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第十四号中「四」を削り、備考5を削る。
 別記様式第十五号中「四」を削り、備考3を削る。
 別記様式第十六号(一)及び(二)中「四」を削り、備考6を削り、同様式(三)及び(四)中「四」を削り、備考5を削り、同様式(五)及び(六)中「四」を削り、備考6を削る。
 別記様式第十七号中「四」を削り、備考7を削る。

別記様式第十八号から別記様式第十八号の四までの様式中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。
 別記様式第十八号の五中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第十八号の六中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十九号中「四」を削り、備考6を削る。
 別記様式第二十号(一)及び(二)中「四」を削り、備考5を削り、同様式(三)中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第二十一号(一)中「四」を削り、備考7を削り、同様式(二)中「四」を削り、備考5を削り、同様式(三)中「四」を削り、備考6を削る。
 別記様式第二十二号中「四」を削り、備考3を削る。

別記様式第二十三号中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。
 別記様式第二十四号(一)及び(二)中「四」を削り、備考4を削り、同様式(三)中「四」を削り、備考3を削る。
 別記様式第二十五号中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十六号(一)及び(二)中「四」を削り、備考4を削り、同様式(三)及び(四)中「四」を削り、備考3を削り、同様式(五)及び(六)中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第二十七号及び別記様式第二十八号中「四」を削り、備考3を削る。
 別記様式第二十九号中「四」を削る。

別記様式第三十号中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第三十一号中「四」を削り、備考3を削る。
 別記様式第三十二号中「四」を削り、備考5を削る。

別記様式第三十三号中「四」を削り、備考3を削る。
 別記様式第三十四号中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三十五号中「四」を削り、備考3を削る。
 別記様式第三十六号中「四」を削り、備考3を削る。
 別記様式第三十七号中「四」を削り、備考5を削る。

別記様式第三十八号(一)中「四」を削り、備考4を削り、同様式(二)中「四」を削り、備考2を削り、同様式(三)中「四」を削り、備考2を削り、同様式(四)中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第三十九号中「四」を削る。
 別記様式第四十号中「四」を削り、備考3を削る。

別記様式第四十一号中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。
 別記様式第四十二号中「四」を削り、備考3を削る。
 別記様式第四十三号中「四」を削る。

別記様式第四十四号及び別記様式第四十五号中「四」を削り、備考を削る。
 別記様式第四十六号中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。
 別記様式第四十七号中「四」を削り、備考を削る。

別記様式第四十八号中「四」を削る。
 別記様式第四十九号及び別記様式第五十号中「四」を削り、備考を削る。
 別記様式第五十一号及び別記様式第五十二号中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第五十三号及び別記様式第五十四号中「四」を削り、備考4を削る。
 別記様式第五十五号中「四」を削る。

別記様式第五十六号中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第五十七号中〔四〕を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第五十八号中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第五十九号から別記様式第六十一号までの様式中〔四〕を削り、備考を削る。

別記様式第六十二号中〔四〕を削り、備考5を削る。

別記様式第六十三号中〔四〕を削り、備考4を削る。

別記様式第六十四号中〔四〕を削り、備考4を削る。

別記様式第六十五号中〔四〕を削り、備考5を削る。

別記様式第六十六号中〔四〕を削る。

別記様式第六十七号中〔四〕を削り、備考5を削る。

別記様式第六十八号中〔四〕を削り、備考4を削る。

別記様式第六十九号中〔四〕を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第七十号中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第七十一号及び別記様式七十二号中〔四〕を削り、備考4を削る。

別記様式第七十三号中〔四〕を削る。

別記様式第七十四号中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第七十五号中〔四〕を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第七十六号中〔四〕を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第七十七号中〔四〕を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第七十八号中〔四〕を削り、備考3を削り、同様式〔二〕中〔四〕を削り、備考4を削る。

別記様式第七十八号の二中〔四〕を削り、備考6を削る。

別記様式第八十四号の二中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第八十五号から別記様式第八十七号までの様式中〔四〕を削り、備考4を削る。

別記様式第八十八号中〔四〕を削る。

別記様式第八十八号中〔四〕を削る。

別記様式第八十九号中〔四〕を削る。

別記様式第九十号〔一〕及び〔二〕中〔四〕を削り、備考4を削り、同様式〔三〕中〔四〕を削り、備考3を削り、同様式〔四〕から〔八〕までの規定中〔四〕を削り、備考4を削り、同様式〔九〕から〔十二〕までの規定中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第九十一号〔一〕中〔四〕を削り、備考5を削り、同様式〔二〕中〔四〕を削り、備考4を削り、同様式〔三〕中〔四〕を削り、備考5を削る。

別記様式第九十二号及び別記様式第九十三号中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第九十三号の二及び別記様式第九十三号の三中〔四〕を削り、備考を削る。

別記様式第九十四号中〔四〕を削り、備考6を削る。

別記様式第九十五号中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第九十六号中〔四〕を削り、備考11を削る。

別記様式第九十七号中〔四〕を削る。

別記様式第九十八号中〔四〕を削り、備考4を削る。

別記様式第九十九号中〔四〕を削り、備考3を削る。

別記様式第一百号中〔四〕を削り、備考5を削る。

別記様式第一百一号中〔四〕を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第一百二号中〔四〕を削り、備考4を削る。

別記様式第一百三号及び別記様式第四号中〔四〕を削る。

別記様式第五号中〔四〕を削る。

第六十七条 農業改良助長法施行規則の一部改正

農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

(裏面)

漁業法(抄)

第一百七十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に關して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

六 第一百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第一百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

附 則

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。